

重要事項説明書

あおいの里・柏居宅介護支援事業所

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電 話 04-7193-6611
受付時間 8:30 ～ 17:30
担 当 嘉悦 美絵 ・ 本田 真理
管 理 者 嘉悦 美絵

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

・事業所名	あおいの里・柏居宅介護支援事業所
・所在地	千葉県柏市大井 988 番地 1
・介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（千葉県第 1272205087）
・サービス提供地域	柏市市内の区域とする。
・職員体制	管理者 1 名 介護支援専門員 2 名（管理者と兼務 1 名）
・営業日	月～金曜日まで *土・日曜祝祭日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は休業いたします。この休業期間においては、緊急時の場合は電話等に対応します。
・営業時間	8：30 ～ 17：30

3. 居宅介護支援に関わる事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

- (5) 指定居宅介護支援事業所は、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所に置いて作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、同意を得ます。（別紙 3 参照）

4. 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ

別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日柏市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

居宅介護支援費（Ⅰ）		居宅介護支援費（Ⅱ）	
居宅介護給付費 i		居宅介護給付費 i	
要介護1、2	1,086単位	要介護1、2	1,086単位
要介護3～5	1,411単位	要介護3～5	1,411単位
居宅介護給付費 ii		居宅介護給付費 ii	
要介護1、2	544単位	要介護1、2	527単位
要介護3～5	704単位	要介護3～5	683単位
居宅介護給付費 iii		居宅介護給付費 iii	
要介護1、2	326単位	要介護1、2	316単位
要介護3～5	422単位	要介護3～5	410単位
※介護報酬地域区分（柏市）1単位10.42円			

※必要に応じて、下表の加算が追加される場合があります。

加算項目	
初回加算	300単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
特定事業所加算（A）	114単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月
退院・退所加算Ⅰ（イ）	450単位/月
退院・退所加算Ⅰ（ロ）	600単位/月

退院・退所加算Ⅱ（イ）	600単位/月
退院・退所加算Ⅱ（ロ）	750単位/月
退院・退所加算Ⅲ	900単位/月
通院時情報連携加算	50単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回（一人につき2回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	400単位
特定事業所集中減算	-200単位/月
運営基準減算	×50/100
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6. 事業所の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、利用者が居宅において、自らの意思に基づき、可能な限り自立した質の高い生活を送れるよう、また、認定介護度に応じた最も望ましい介護サービスが受けられるよう、利用者の立場に立ち、かつ公正中立に支援させていただきます。そのために、利用者と当事業所の相互の信頼関係が何より大切と考えます。そこをご理解のうえ、当事業所をご利用下さいますようお願い致します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画の作成方法は、居宅サービス計画ガイドライン方式、又は独自様式をベースとしたアセスメント票を使用し、特徴は下記の通りです。

- ①利用者一人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を示す。
- ②居宅サービス計画作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにできます。
- ③医療、福祉の職種を越えた支援プログラムによって、多種多様なスタッフが共通理解のもとでケアを進めます。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 事業所の相談・苦情担当

事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

＜窓口＞	事業所	あおいの里・柏居宅介護支援事業所	04-7193-6611
	市町村	柏市役所高齢者支援課	04-7167-1111
	千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情処理係	043-254-7428

8. 当事業者の概要

法人名	社会福祉法人 葵新生会
代表者	理事長 新 谷 正 子
法人所在地	広島県東広島市八本松町原 11171 番地の 1
事業所所在地	千葉県柏市大井 988 番地 1

9. 介護保険・更新申請の代行依頼について

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 契約期間内の要介護認定の更新申請の代行について、依頼しない旨の連絡を事業所にしない限り、継続してその代行を依頼することに同意します。

10. 事故発生

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

11. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的を実施しています。
 - ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催をするとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていきます。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的を実施しています。

13. 第三者評価の実施状況

実施なし

14. その他

利用者の都合による契約の終了や途中解約等、変更等を希望することがある場合はお申し出ください。

なお、契約書については大切に保管してください。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

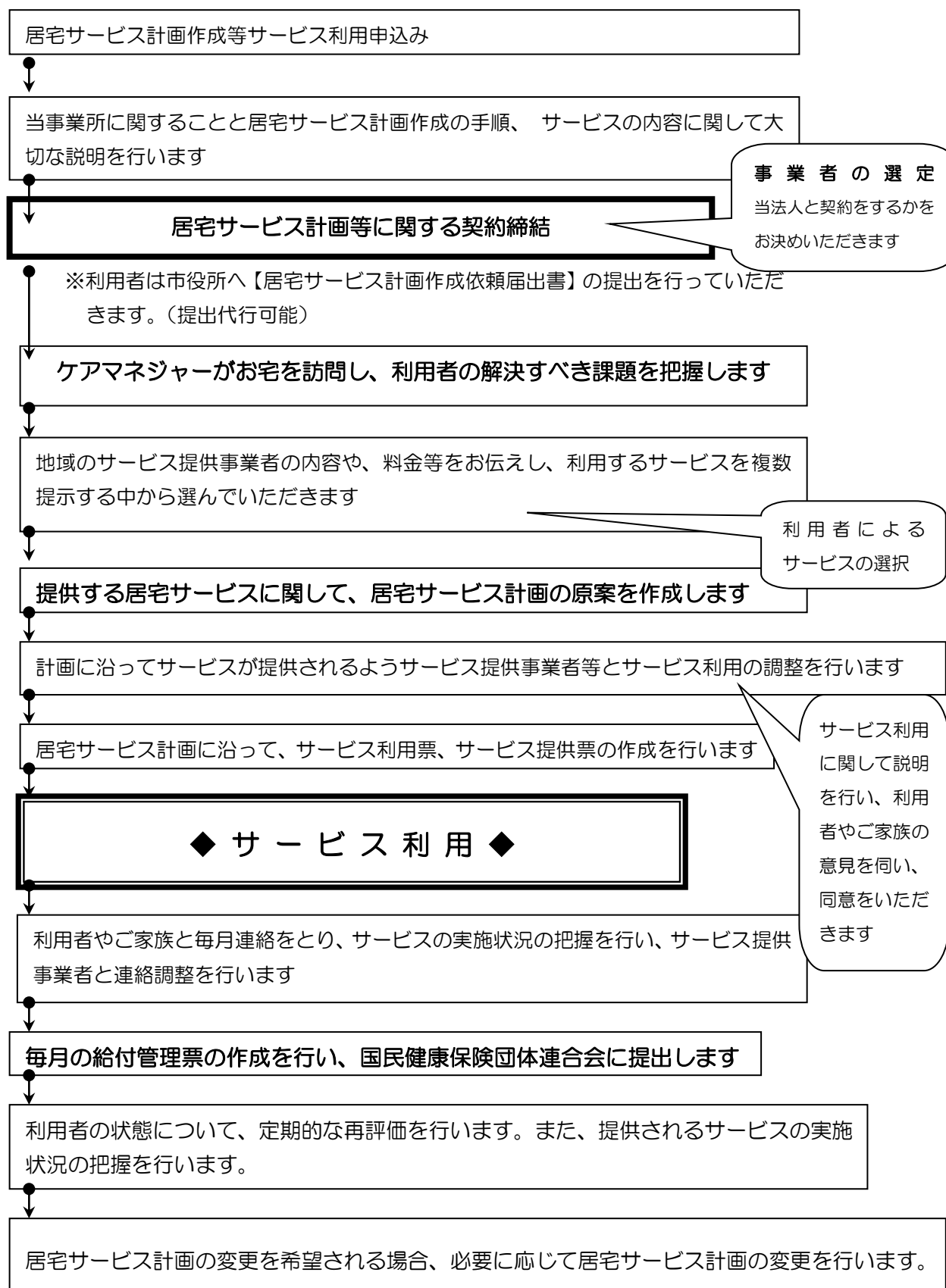
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



確認事項

年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約内容と重要事項について説明しました。

事業者

<法人名> 社会福祉法人 葵新生会

<事業所名> あおいの里・柏居宅介護支援事業所（千葉県第 1272205087）

<代表者> 理事長 新 谷 正 子 印

<説 者 者> 介護支援専門員 印

私は、契約書と本書面により、あおいの里・柏居宅介護支援事業所から居宅介護支援について、重要事項の説明を受け、内容に同意いたします。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

代理人

（続 柄）

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

